

株主の皆様へ

キヤノン株式会社

2026 年以降の株主総会における株主総会資料のご案内方法等について

当社は、2022 年 9 月に施行された改正会社法に基づく株主総会資料（株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類等をいいます。）の電子提供制度への対応について、次回の定時株主総会より下記の運用に変更させていただきますので、ご案内申し上げます。

記

1. 株主総会資料の電子提供制度にかかる当社の対応

当社は、電子提供制度のもと自社ホームページ等のウェブサイト上で提供する株主総会資料について、書面交付請求の有無にかかわらず、これまですべての株主の皆様へ書面にてお送りしてきました。しかしながら、当該制度に係る運用が定着しつつあることや紙資源の節約等の観点から、2026 年 3 月開催予定の第 125 期定時株主総会より、ウェブサイト上で提供する株主総会資料の一部＊を抜粋してお送りいたします。株主総会資料全体については、当社指定のウェブサイト上にてご確認をお願いいたします。

＊株主総会参考書類および事業報告の一部は、当面は書面にてお送りする予定です。

2. 書面交付請求手続きのご案内

従来どおり株主総会資料の書面による受領をご希望される株主様は、株主総会基準日（毎年 12 月 31 日）までにお手続きいただくことにより、翌年以降に開催される株主総会の株主総会資料を書面にてお受け取りいただけます。ご希望の株主様は、お取引のある証券会社または当社株主名簿管理人であるみずほ信託銀行へお申し出ください。尚、これまでにお手続きを完了された株主様は、改めてお手続きいただく必要はありません。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますとともに、引き続きご支援を賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

【みずほ信託銀行 お問い合わせ窓口】

みずほ信託銀行 証券代行部 電子提供制度専用フリーダイヤル： 0120-524-324

■受付時間 平日 9:00～17:00 土・日・祝日はご利用いただけません。

・株主総会資料の電子提供措置について（みずほ信託銀行 FAQ）

https://contact.www.mizuho-tb.co.jp/faq/show/910?site_domain=daikou

・書面交付請求の手続き（みずほ信託銀行 FAQ）

https://contact.www.mizuho-tb.co.jp/faq/show/912?site_domain=daikou